

保護者様

令和 年 月 日
群馬県立新田暁高等学校長

学校感染症と出席停止について（通知）

生徒が医師の診察を受け、下表の病気に感染していると診断された場合、学校保健安全法により「出席停止」となります（出席停止期間は欠席扱いになりません）。病気が治癒した後、下線以下の治癒報告書を医師に記入していただき、学校へ提出してください。

学校で予防すべき伝染病の種類	出席停止期間
第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 SARS、南米出血熱、痘そう、鳥インフル エンザ、新感染症	治癒するまで
第2種 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱 した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状 が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日 間の適正な抗菌性物質製剤による治 療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が 発現した後5日を経過し、かつ、全 身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第3種 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス パラチフス	学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで

<治癒報告書>

群馬県立新田暁高等学校長 様

年 組 氏名

上記の生徒は[]のため、出席停止となっておりましたが、
他への感染のおそれなくなりましたので、登校可能と判断します。

※ 出席停止期間[月 日～ 月 日]

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印